

技術提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和8年3月24日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 技術提案に付する事項

- (1) 業 務 名 令和8年度世界に発信・モノづくり DX展示会「e-Craft exhibition」  
事業業務
- (2) 業 務 内 容 別紙「令和8年度世界に発信・モノづくり DX展示会「e-Craft  
exhibition」事業業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業 務 期 間 令和8年5月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 契約締結時期 令和8年5月1日

2 技術提案に参加できる者の資格

次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (4) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和63年2月1日施行）に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 過去2年の間に国、岡山県又は他の地方公共団体、類似の公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結して、これらをすべて誠実に履行していること。

3 契約に関する事務を担当する課の名称等

岡山県産業労働部産業振興課成長支援班

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

電話：086-226-7379

FAX : 0 8 6 - 2 2 4 - 2 1 6 5

Email : seicho@pref.okayama.lg.jp

#### 4 契約条項を示す場所

上記 3 の場所に同じ

#### 5 技術提案参加手続等

##### (1) 仕様書の配布期間及び場所

###### ① 配布期間

令和 8 年 3 月 2 4 日 (火) から令和 8 年 4 月 3 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、閉庁日を除く。

###### ② 配布場所

上記 3 の場所に同じ。

なお、岡山県産業労働部産業振興課のホームページからダウンロードすることができる。

<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/43/>

##### (2) 技術提案参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

この技術提案に参加を希望する者は、技術提案参加資格確認申請書 (様式第 1 号) を次のとおり提出しなければならない。また、提出した書類等について説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

###### ① 提出期間

上記 (1) の配布期間と同じ。

###### ② 提出場所

上記 3 の場所に同じ。

###### ③ 提出方法

持参又は郵送によることとし、ファックスや電子メールによる提出は受理しない。

##### (3) 技術提案参加資格要件の審査

###### ① 審査結果の通知

技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

###### ② 技術提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

技術提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、受け取った日から起算して 1 0 日以内に、上記 3 の担当課へファックスにより説明を求める書面を提出することができる。

##### (4) 仕様等に対する質問の受付

仕様等について疑義がある場合は、上記 3 の担当課へ説明を求めることができる。

###### ① 受付期間

令和 8 年 3 月 2 4 日 (火) から令和 8 年 3 月 3 0 日 (月) までの午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、閉庁日を除く。

###### ② 質問方法

「仕様等に対する質問・回答書」(様式第2号)を、上記3の担当課へメールまたはファックスにより提出すること。送信後は、必ず電話で宛先に届いていることを確認すること。なお、確認電話は、閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

③ 回答方法

メールまたはファックスにより回答する。なお、必要に応じて、内容を岡山県産業労働部産業振興課のホームページに掲載することがある。ただし、本事業に直接関係のないもの、個人情報等の情報セキュリティ上明らかにすることが不適切なもの、その他回答することが不適切と認められる質問に対しては、回答を行わない場合がある。

④ 留意事項

技術提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

6 技術提案書の提出等

この技術提案に参加する者は、次により書類を提出しなければならない。

(1) 提出書類

① 提案書(様式第3号)【1部】

② 提案説明書【5部】

様式は定めないが用紙はA4を使用し、以下の項目についてわかりやすく簡潔に記載すること。

ア 本業務に対する考え方、実施方針

イ 仕様書に示す業務の具体的なプログラム内容(内容、回数、実施スケジュール、その他事業に関する内容等を記載すること。)

ウ 本業務の実施体制・支援体制

エ 国、地方公共団体等における過去の類似業務の実績・成果

③ 見積書及び明細書【1部】

様式は定めないが用紙はA4を使用し、以下の項目を記載すること。

ア 見積年月日

イ 事業者の名称、所在地、代表者の役職・氏名

ウ 見積金額(消費税及び地方消費税の額は税率10%で算出することとし、税込額を記入すること。)

エ 積算根拠

(2) 提出期限

令和8年4月9日(木) 午後5時必着

(3) 提出場所

上記3の場所に同じ。

(4) 提出方法

持参又は郵送によることとし、ファックスや電子メールによる提出は受理しない。

7 契約書作成の要否

要

## 8 契約保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条、第154条及び第155条の規定による。

## 9 委託候補者の選定方法等

### （1）選定方法

提案書の内容と見積書に基づき、総合的に判断して委託候補者を選定する。

### （2）通知方法

選定結果については、書面により通知する。

## 10 その他

（1）提案書の趣旨を逸脱しない範囲内において、提案された内容を変更するよう、求めることがある。

（2）技術提案に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

（3）提出された書類は返却しない。

（4）契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなす。

（5）本事業は、財源の一部に国庫支出金を充てる予定であるため、契約締結までに国の予算が成立しない等の場合は、契約の内容や契約期間等の見直しを求めることがある。